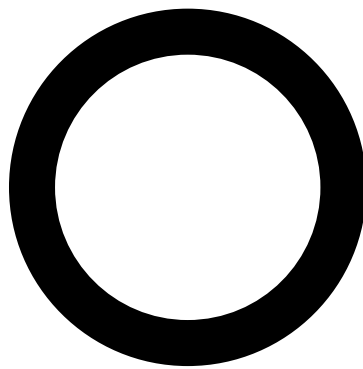


前橋市上増田町産業用地
売り払いにかかる 事業提案型公募案内



前橋市

【公募案内配布期間】

令和7年8月22日（金）～9月30日（火）

【担当】

前橋市産業経済部産業政策課（市役所6階）

目 次

【1】公募概要

1	公募に係る留意事項	2
2	目的	2
3	担当	2
4	公募スケジュール	2
5	用語の定義	3
6	対象地の概要	3
7	対象地の位置図・地番図	5
8	売り払い条件の詳細	6
9	制限等についての問合せ先	7

【2】応募及び審査

1	参加資格	8
2	質問受付	8
3	応募受付及び提出書類	8
4	審査及び買受人の決定	9
5	評価基準	10

【3】契約

1	契約保証金及び土地売買代金の納付	11
2	土地売買契約の締結	11
3	所有権の移転	11
4	土地の引渡し	11
5	土地の損傷等による責任	11

【4】関連事項

1	土地売買契約書（案）	12
2	産業用地買受申込書兼誓約書	17
3	質問書（様式1）	24
4	本市の企業立地助成制度	25

【1】 公募概要

1 公募に係る留意事項

- (1) 応募者及び買受人は、関係法令及び土地売買契約書等の条項等を遵守してください。
- (2) 本案内に定めのない事項は、地方自治法、地方自治法施行令、前橋市財務規則、前橋市契約規則、その他関係法令の定めるところによって処理します。
- (3) 本公募は、予告なく中止する場合があります。

2 目的

本事業は、本市が所有する産業用地を有効に活用し、地域経済の活性化を図ることを目的としています。本件土地は国道 50 号及び国道 17 号バイパス（上武道路）に隣接し、交通利便性に優れていることから、特に物流業や製造業にとって魅力的な立地環境です。工場等（工場、事務所、倉庫、自動車整備工場）の立地を進めることで、地域に新たな雇用機会を創出するほか、企業活動に伴う消費や取引の増加を期待します。

3 担当

担 当 課：前橋市産業経済部産業政策課

住 所：〒371-8601 群馬県前橋市大手町二丁目 12-1 前橋市役所 6 階

業務時間：午前 9 時から午後 5 時まで（土、日、祝日を除く）

電 話：027-898-6984

メー ル：kougyou@city.maebashi.gunma.jp

ホームページ：<https://www.maebashi.city.gunma.jp>

4 公募スケジュール

No.	項目	日程	備考
1	公募案内配布	令和 7 年 8 月 22 日(金)から 9 月 30 日(火)	【配布場所】 産業政策課窓口もしくは 前橋市ホームページ
2	質問受付及び回答	令和 7 年 8 月 22 日(金)から 9 月 19 日(金)	【提出場所】 産業政策課窓口もしくは メール
3	応募書類の提出	令和 7 年 9 月 1 日(月)から 9 月 30 日(火)	【提出場所】 <u>産業政策課窓口</u>
4	応募書類等の審査	令和 7 年 10 月	
5	審査結果通知	令和 7 年 11 月	
6	土地売買契約締結	前橋市・買受人双方で決定した日	契約締結までに契約保証金 (土地代金の 10%) の納付が 必要

7	土地代金納付	土地売買契約締結から 30 日以内	契約保証金分を除いた額
8	所有権移転登記及び土地の引渡し	土地代金納付後、前橋市・買受人双方で決定した日	令和 8 年 1 月以降を想定

5 用語の定義

以下のとおり用語を定義します。

(1) 応募者：応募受付した企業

(2) 買受人：応募者のうち、本件土地の土地売買契約の相手方として選定された企業

6 対象地の概要

本件土地は、優良な企業が物流拠点として多数立地している上増田工業団地に隣接しています。また、国道 50 号及び国道 17 号バイパス（上武道路）に隣接し、北関東自動車道の駒形 IC から約 3 km と交通利便性が極めて高く、産業立地に適しています。

(1) 土地の概要

所在	上増田町 1008 番、1009 番 1、1009 番 2、1010 番 2、1015 番 2
地目	雑種地
総面積	2,678 m ² （約 810 坪） ※一部のみ売却することはできません
売却価格	61,594,000 円 （23,000 円／m ² ）

(2) 土地利用上の制限

都市計画区域	前橋都市計画区域（市街化調整区域）
用途の制限	平成 19 年 11 月 30 日以前に前橋工業団地造成組合が造成した土地であり、建築物の用途は、造成時想定した用途（ <u>工場、事務所、倉庫、自動車修理工場</u> ）である必要があります。
建築基準	建ぺい率 70%、容積率 200%
日影規制	有
その他の規制等	北側及び東側の道については、建築基準法上指定外道路です。 道路斜線制限等の規制に関しては、建築設計の前に前橋市建築指導課へお問合せください。

(3) 供給設備等

用水	上水道は西側市道に敷設されています。引き込みはありません。 供給能力等は前橋市水道整備課へお問合せください。
----	---

排水	下水道はありません。 ・生活排水は、敷地内において合併処理浄化槽等により適切に処理し、処理後の排水は西側の排水路（側溝）に接続することが可能です。 ・事業排水は、排水成分に応じて除外施設（オイルトラップ）等を設置し、適切に処理したうえで排水してください。 ・西側の排水路（側溝）は農業用水として利用されているため、排水にあたっては地元関係者の同意が必要です。
電力	普通高圧（東京電力パワーグリッドへ要相談）
都市ガス	無



8 売り払い条件の詳細（重要です。よくお読みください。）

- (1) 土地登記簿面積による現状有姿での売り払いです。登記簿上の地積と実測による地積に相違があっても、売買代金の増額・減額はしません。
- (2) 土地引渡しの日から3年以内に施設等を建設し、産業用地買受申込書兼誓約書記載の事業の操業を開始しなければなりません。
- (3) 所有権移転の日から10年間は、以下の行為はできません。
 - ① 本件土地を、産業用地買受申込書兼誓約書記載の事業以外の用途に使用すること。
 - ② 市の承認を得ずに、土地の全部または一部について、第三者に譲渡または賃貸すること。
 - ③ 市の承認を得ずに、地上権、質権、貸借権、使用貸借による権利、その他の使用及び収益を目的とする権利またはその他の権利を設定すること。
- (4) 買受人が不正行為や契約違反をした場合は、市は契約を催告によらないで解除し、買受人が支払った土地売買代金を返還します。契約が解除された場合、土地売買代金を返還する時期及び方法は市が定め、返還する金額には利息を付しません。

また、市は売買代金の10%を違約金として徴収し、返還金と相殺することができるものとします。ただし、談合その他の不正行為が認められた場合には、違約金の額を売買代金の20%とします。
- (5) 都市計画法（昭和43年法律第100号）においての開発行為の許可を受けようとする場合は、前橋市宅地開発指導要綱（平成16年前橋市告示第339号）の規定による事前協議及び法第29条の開発許可が必要です。
- (6) 一級河川荒砥川に隣接するため、河川の土地の占用、工作物の新築工事等には河川法に基づく群馬県知事の許可が必要です。
- (7) 本件土地の一部は、埋蔵文化財包蔵地の区域に指定されています。建物建設工事に着手する60日前までに、文化財保護法第93条第1項の届出が必要です。
- (8) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域には指定されていません。なお、市は土壌汚染調査を行っていません。
- (9) 上水道、電気、ガス等の供給を受けるときは、各々の供給者、管理者等と協議の上、買受人の負担により行ってください。
- (10) 事業計画の策定及び事業実施に際しては、以下のとおり地域の環境保全に配慮してください。
 - ① ばい煙、騒音等による公害を発生しないよう、適切かつ十分な措置を講じてください。公害が発生した場合は、買受人自らの責任において解決しなければなりません。
 - ② 造成工事及び施設等の建設工事に伴う騒音、振動、ほこり等の工事公害及び施設等を建築したことに起因する電波障害、風害等の周辺への影響について、買受人自らの責任において必要な措置を講じてください。
- (11) 造成工事及び施設等の建設工事にあたっては、市内に建設業の本社、本店または主たる営業所を有する業者を選定するようお願いいたします。また、当該工事に関する下請負、主要資材の購入についても、市内に本社、本店または主たる営業所を有する業者へ発注していただくようお願いいたします。

9 制限等についての問合せ先

内容	部署名	場所	電話番号（直通）
建築確認等 浄化槽設置	前橋市建築指導課 審査監察係・審査許可係	市役所 7 階	027（898） 6754 027（898） 6753
開発許可	前橋市開発指導課開発係	市役所 7 階	027（898） 6758
埋蔵文化財	前橋市文化財保護課埋蔵文化財係	総社庁舎	027（280） 6511
上水道	前橋市水道局水道整備課給水装置係	水道局 1 階	027（898） 3043
生活排水	前橋市道路管理課占用係	市役所 8 階	027（898） 6809
事業用排水 環境保全関係	前橋市環境政策課環境保全係	市役所 2 階	027（898） 6294
消防法	前橋市消防局警防課警防救助係	中央消防署	027（220） 4511
河川法	前橋土木事務所施設管理係	前橋合同庁舎 5 階	027（234） 4225
電気	東京電力パワーグリッド株式会社	群馬総支社 (本町 1-8-16)	027（898） 4919

※その他の構築物、工作物の設置にあたり必要な手続きは、各自の負担にて確認してください。

【2】 応募及び審査

1 参加資格

本公募の応募者は、以下の要件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 本件土地において工場等（工場、事務所、倉庫、自動車整備工場）を建設し、自ら産業用地買受申込書兼誓約書記載の事業を行う企業であること。
- (2) 前橋市及び本社（本店）所在地において、税の未納がないこと。
- (3) 本件土地代金の支払い能力があること。
- (4) 事業計画及び資金計画が適切であり、工場等の建設及び経営に必要な資力及び信用を有する企業であること。
- (5) 土地引渡しの日から3年以内に操業を開始できること。
- (6) 次のいずれにも該当していないこと。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団または同条第6号に規定する暴力団員もしくは暴力団と社会的に非難されるべき関係を有する者
 - ② 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員または構成員
 - ③ ①、②に掲げる者から委託を受けた者、または①、②に掲げる者の団体
 - ④ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者または民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全な者

2 質問受付

受付期間	令和7年8月22日（金）から9月19日（金） 午前9時から午後5時まで（土、日、祝日を除く）
提出方法	「質問書（様式1）」を使用し、産業政策課窓口へ直接もしくはメールにて提出してください。 メールで提出した場合は、到着確認の電話を入れてください。
回答	質問受付から5営業日以内に本市ホームページに掲載します（個別回答はしません）。 なお、個人情報や非公開情報を含む質問には回答しません。

3 応募受付及び提出書類

受付期間	令和7年9月1日（月）から9月30日（火） 午前9時から午後5時まで（土、日、祝日を除く）
提出方法	<u>産業政策課窓口へ直接 ※9月30日（火）午後5時必着</u>

応募書類	(1) 産業用地買受申込書兼誓約書 (2) 会社概要（会社案内パンフレット、製品カタログ、ホームページ等） (3) 商業・法人登記全部事項証明書（3ヶ月以内のもの） (4) 定款の写し (5) 決算報告書（最近3年間）、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書、附属明細書、株主資本等変動計算書、個別注記表 (6) 税の未納がないことを証明する書類（前橋市及び本社（本店）が所在する市町村発行のもの）
注意事項	(1) 応募に係る一切の費用については、応募者の負担とします。提出された書類は返却しません。 (2) 応募書類に事実と相違する記載があった場合、本公募への参加は取り消され、応募を無効とします。 (3) 応募書類に不備があり、10月3日（金）までに補正ができないときは、応募を無効とします。 (4) 応募書類が受付期間内に到達しなかった場合は、いかなる理由があっても受け付けません。 (5) 応募書類は、本公募に関する業務の目的以外には使用しません。

4 審査及び買受人の決定

(1) 応募者の資格審査

応募書類の受付後、応募者について、中小企業診断士による企業診断を行うほか、必要に応じてヒアリングを実施するものとします。また、応募者の実態調査、暴力団員等でない旨の調査を行う場合もあります。

(2) 買受人の決定

評価基準（次ページ：雇用創出、経済効果、事業実績等）を審査し、基準点（10点）以上の応募者のうち、最も点数の高かった応募者を買受人として決定します。審査の結果基準点以上の応募者がいない場合は、応募者が唯一の場合でも買受人の決定はしません。

(3) 審査結果の公表

審査結果は、令和7年11月を目途に応募者へ通知するとともに、前橋市ホームページにて公表します。審査に対する質疑や異議には応じられません。

5 評価基準

項目	配点	基準
雇用創出	5	・多くの市民を雇用すること ・被用者に支払う給与・賞与が多いこと ・子育て世帯の雇用に積極的であること ・上記について確実な実施が見込まれること
経済効果	5	・地元発注等により、地域経済への波及効果が期待できること ・投資額が大きく、税収への貢献が期待できること ・上記について確実な実施が見込まれること
事業実績等	5	・事業実績があり、事業の確実な実施が見込まれること ・事業内容に、成長性や将来性が期待できること ・DX 及び GX への取り組みが積極的であること

【3】 契約

1 契約保証金及び土地売買代金の納付

- (1) 応募者は、買受人として決定された後、土地売買契約の締結日までに、市が発行する納入通知書により土地売買代金の10%を契約保証金として納付するものとします。契約保証金は全額を土地代金へ充当します。なお、契約保証金の受領日から土地売買代金への充当日までの期間においては、契約保証金に対する利息は付しません。
- (2) 契約保証金を除いた残りの土地売買代金は、納付期日まで（土地売買契約締結の日から30日以内）に、市が発行する納入通知書により一括納付するものとします。

2 土地売買契約の締結

- (1) 土地売買契約締結の日は、市と買受人によって決定します。決定した期日までに締結しない場合は、買受人としての地位を失います。
- (2) 12 ページから 16 ページの「土地売買契約書（案）」を予めご確認ください。
- (3) 買受人は、市がやむを得ない事情があると認めた場合を除き、自己の都合による本契約の解除はできません。
- (4) 土地売買契約締結時にご用意いただくものは以下の2点です。
 - ① 土地売買契約書に貼付する収入印紙 30,000 円分
 - ② 買受人の実印

3 所有権の移転

- (1) 本件土地の所有権は、土地売買代金が完納されたときに移転します。
- (2) 所有権移転登記の手続きは、土地売買代金の完納を確認後、市が速やかに行います。
- (3) 所有権移転登記及び買戻特約登記に要する費用は、買受人の負担となります。登記費用については別途買受人に連絡します。
- (4) 契約解除に伴う所有権移転登記及び買戻特約抹消登記に要する費用は、買受人の負担となります。登記費用については、別途買受人に連絡します。

4 土地の引渡し

所有権移転登記及び土地売買代金の完納後、現状有姿のまま、土地引渡書を交付することにより行います。土地の利用制限、利用調整等について、市と買受人の間で協議を行うことがあります。

5 土地の損傷等による責任

- (1) 契約締結から本件土地の引渡しまでにおいて、本件土地が天災地変その他いずれの責にも帰すことのできない事由により滅失した場合、買受人は契約を解除することができます。また、この事由により損傷した場合は、市が本件土地を修復して乙に引き渡します。
- (2) 買受人は、引き渡された土地が契約の内容に不適合であった場合、引渡しの日から2年以内に市に通知したものに限り、修補請求や損害賠償請求、契約の解除ができることとします。

【4】 関連事項

1 土地売買契約書(案)

前橋市（以下「甲」という。）と●●●●●（以下「乙」という。）は、土地の売買について次の条項により契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（売買する土地の表示）

第2条 甲が乙に売り払う土地（以下、「本件土地」という。）は、末尾記載のとおりとする。

2 売買する土地の面積は、土地登記簿に記載されたものをもって契約の基礎とし、登記簿上の地積と実測による地積に相違があっても、甲乙ともに売買代金の増減を請求することはできない。

（売買代金）

第3条 本件土地の売買代金は、金61,594,000円とする。

（契約保証金）

第4条 乙は、契約保証金として金6,159,400円（売買代金の10分の1の金額）を、甲が発行する納入通知書により、本契約締結の日までに甲の指定する金融機関に納付する。

2 甲は、乙が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当する。なお、契約保証金の受領日から土地売買代金への充当日までの期間における契約保証金に対しては、利息を付さない。

3 甲は、乙が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を乙に返還することなく取得できるものとする。

4 第1項に定める契約保証金は、第18条第4号に定める違約金、第19条に定める遅延利息、第20条に定める損害賠償、その他の金銭負担の支払いに充てるものではなく、これらの性質を有しないものとする。

（売買代金の支払い）

第5条 乙は、第3条の売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた金55,434,600円を、甲が発行する納入通知書により、本契約締結後30日以内に甲の指定する金融機関に一括納付する。

（所有権の移転及び登記）

第6条 本件土地の所有権は、売買代金完納と同時に乙に移転する。ただし、指定期限までに売買代金を納付しない場合は、第19条に定める遅延利息及び当該売買代金の完納後に移転する。

2 前項の定めによる所有権移転は、乙の請求により甲乙両者の責任において関係書類を整え、甲が所有権移転登記手続きを行う。

3 所有権移転登記に必要な費用は、乙の負担とする。

（土地の引渡し）

第7条 本件土地の引渡しは、所有権移転登記後、甲の指定する日に現状有姿のまま行う。

(土地の損傷)

第8条 本契約締結から本件土地の引渡しまでにおいて、本件土地が天災地変その他甲乙いずれの責にも帰すことのできない事由により滅失した場合、乙は本契約を解除することができる。

2 本契約締結から本件土地の引渡しまでにおいて、前項に定める事由によって本件土地が損傷した場合、甲は、本件土地を修復して乙に引き渡す。この場合、第5条に定める売買代金の支払いは、同条の定めにかかわらず、甲による本件土地の引渡しと引き換えに行う。

3 甲は、前項に定める修復が著しく困難な場合、又は過大な費用を要する場合は、本契約を解除することができる。また、乙は、本件土地の損傷により本契約の目的が達せられない場合は、本契約を解除することができる。

4 第1項又は前項に基づいて本契約が解除された場合、甲は、乙が本契約に基づき支払った金銭の全額を無利息で遅滞なく返還する。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、引き渡された土地に契約の内容に適合しないものや地下埋設物、土壤汚染など(以下「契約不適合」という。)が発見されたときは、引渡しの日から2年以内に甲に通知したものに限り、次に掲げる修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができる。

(1) 乙は、甲に対し、本件土地の修補による履行の追完を請求することができる。ただし、甲は、乙に不相当な負担を課すものでないときは、乙が請求した方法と異なる方法により修補をすることができる。この場合には、甲乙双方が相手方に協議の申入れをすることができる。

(2) 前号の場合において、修補に要する費用が売買代金の額を超過する場合には、甲は修補責任を負わない。

(3) 契約不適合が本契約及び社会通念に照らして甲の責に帰することができない事由によるものであるときを除き、乙は、不適合によって生じた損害(本件土地に現実かつ直接に生じた損害に限る。)の賠償を請求することができる。ただし、損害賠償額は土地売買代金を上限とする。

(4) 乙は、契約不適合により、本契約の目的が達せられない場合は、本契約を解除することができる。

(5) 契約不適合が乙の責に帰すべき事由によるものであるとき又は契約締結時に乙が当該契約不適合を知っていたときは、乙は、前各号の定めによる修補請求、損害賠償請求又は契約の解除をすることができない。

2 前項の契約不適合が発見された場合でも、乙は、甲に対して土地売買代金の減額請求をすることはできない。

3 本要項に定める事項については、第1項の契約不適合に該当しないものとする。

(公租公課の負担)

第10条 売買代金完納後における本件土地に係る公租公課は、すべて乙の負担とする。

(事業の履行)

第11条 乙は、本件土地に、本契約に基づく土地引渡しの日から3年以内に甲に提出した産業用地買受申込書兼誓約書記載の事業を行うための施設等(以下、「施設等」という。)の建設を完了し、操業を開始しなければならない。

2 乙は、施設等を建設するにあたり地盤の改良等を施工する場合であっても、甲に対しこれに要する費用を請求することができない。

(用途指定)

第12条 乙は、本件土地を、前条に定める施設等の敷地の用途に供しなければならない。また、本契約に基づく所有権移転の日から10年間は、この用途以外に使用してはならない。

(譲渡等及び権利設定等の禁止)

第13条 乙は、本件土地を、本契約に基づく所有権移転の日から10年間は、甲の承認を得ずに第三者に譲渡又は賃貸してはならない。

2 乙は、本件土地に、本契約に基づく所有権移転の日から10年間は、甲の承認を得ずに地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利、その他の使用及び収益を目的とする権利又はその他の権利を設定してはならない。なお、この権利の設定には抵当権及び根抵当権の設定は含まれない。

(法令等の遵守)

第14条 乙は、施設等の建設にあたっては、法その他各種関係法令（前橋市の条例等を含む。）を遵守しなければならない。

(環境及び近隣住民等への配慮)

第15条 乙は、事業実施にあたっては、地域の環境保全に配慮し、ばい煙、騒音等による公害を発生しないよう適切かつ十分な防止の措置を講じるとともに、公害が発生した場合は乙の責任において解決しなければならない。

2 乙は、土地引渡し以後においては、近隣住民や第三者との紛争が生じないよう留意し、紛争が生じた場合は乙の責任において解決する。

(甲による契約の解除及び買戻権)

第16条 甲は、本契約を締結した日から、乙が次の各号のいずれかに該当したときは、本契約を催告によらないで解除し、売買土地を買い戻すことができる。

(1) 不正な行為により、本件土地を買い受けたことが判明したとき。

(2) 本契約書に定める各条項に違反したとき。

(3) 乙が次のいずれかに該当したとき。

ア 役員等（役員、支店又は契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下「暴力団」という。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団と社会的に非難されるべき関係を有する者であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(4) 乙に破産、民事再生又は会社更正の申立て、解散等があった場合で、これにより本契約に定める義務を履行することができないと認められたとき。

2 前項に規定する土地の買戻しは、特約事項の登記として、第6条第2項の規定による所有権移転登記と同時に行うものとし、これに要する費用は、乙の負担とする。

3 前項の特約登記に伴う買戻期間は、この契約に基づく所有権移転の日から10年とする。
(乙による契約解除の禁止)

第17条 乙は、自己の都合により本契約を解除することができない。ただし、第8条第1項及び第3項、第9条第1項に定める場合、その他甲がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りでない。

2 前項ただし書に基づき本契約を解除したことにより、乙又は第三者に損害が生じても、甲はその責任を負わない。

(契約解除後の措置)

第18条 第16条の定めにより甲が本契約を解除したときは、次の各号により措置する。

(1) 甲は、乙が既に納付した売買代金を返還する。ただし、この返還金には利息を付さず、他に乙が負担した応募から契約に係る費用は返還しない。

(2) 乙は、本件土地を自己の負担において原状回復し、甲の指定する期日までに返還する。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

(3) 乙は、前号の定めにより本件土地を甲に返還する場合は、本件土地の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

(4) 甲は、乙に対し、売買代金の100分の10の金額を違約金として徴収することができる。ただし、談合その他の不正行為が認められた場合には、違約金の額を売買代金の100分の20とする。

(5) 甲は、乙が既に納付した売買代金を返還する義務を負う場合において、乙が本契約に基づき甲に支払うべき違約金その他の金銭債務があるときには、これらを同額の範囲内で相殺することができる。

(6) 契約解除に伴う所有権移転登記及び買戻特約抹消登記に必要な費用は、乙の負担とする。

(遅延利息)

第19条 乙は、甲に対する本件土地の売買代金、違約金その他の金銭債務を甲の指定する期日までに支払わなかったときは、指定した期日の翌日から支払った日までの日数に応じ、当該金額に年利3%の割合の遅延利息を付して甲に納付しなければならない。

(損害賠償)

第20条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、第18条第4号に定める違約金及び前条に定める遅延利息とは別に、その損害を賠償しなければならない。

(契約の費用)

第21条 本契約に要する費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の決定)

第22条 本契約に定めのない事項又は本契約に関して疑義を生じたときは、甲乙協議のうえ決定する。

本契約締結を証するため、本書を2通作成し、両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和7年 月 日

群馬県前橋市大手町二丁目12番1号
甲 前橋市
代表者 市長 小 川 晶

住所または所在地
乙 商号、名称
代表者

土地の表示

地番		地目	地積
前橋市上増田町	1008番	雑種地	759m ²
前橋市上増田町	1009番1	雑種地	539m ²
前橋市上増田町	1009番2	雑種地	372m ²
前橋市上増田町	1010番2	雑種地	451m ²
前橋市上増田町	1015番2	雑種地	557m ²
計			2,678m ²

受 理 年 月 日 ・ 番 号
令 和 年 月 日
第 号

申込会社の連絡者：	
申込会社の連絡先	
電話：	FAX：

産業用地買受申込書兼誓約書

令和 年 月 日

（宛先） 前橋市長

所 在 地
商号または名称
代 表 者 名

下記計画により「前橋市上増田町産業用地」を買受けたいので、関係書類を添えて申込みます。

申込にあたり、公募案内に記載された参加資格に相違がないこと及び次に掲げる誓約事項について誓約します。また、参加資格要件に相違があった場合は、公募に係る参加資格を取消されることについて異議を申立てしません。

記

【誓約事項】

- 1 私及び私が代表を務める法人の役員等は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員若しくは暴力団と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当しません。
- 2 私及び私が代表を務める法人の役員等は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当しません。
- 3 私及び私が代表を務める法人の役員等は、1若しくは2に掲げる者から委託を受けた者、又は1若しくは2に掲げる者の団体に該当しません。

【関係書類】

- 1 事業概要
- 2 新設計画
- 3 資金計画
- 4 施設配置計画図
- 5 添付書類
 - ・会社概要（会社案内パンフレット、製品カタログ、ホームページ等）
 - ・商業・法人登記全部事項証明書（3ヶ月以内のもの）
 - ・定款の写し
 - ・決算報告書（最近3年間）、貸借対照表、損益計算書、利益処分計算書、附属明細書、株主資本等変動計算書、個別注記表
 - ・税の未納がないことを証明する書類（前橋市及び本社（本店）が所在する市町村発行のもの）

1. 事業概要

(1) 事業者の概要

本社所在地			
名称			
代表者氏名			
創業年月日	年 月 日	法人設立日	年 月 日
資本金(出資金)	千円	発行株式数	株
事業年度	月 日～ 月 日 (年間)		
主な業種			
事業内容			
事業の沿革			
従業員総数	人 (令和 年 月 日現在)		

(2) 主な販売先仕入先

取引先名	所在地	区分	年間取引額 (千円)	取引年数 (年)
		売上 仕入		
		売上 仕入		
		売上 仕入		
		売上 仕入		
		売上 仕入		

(注) 本件土地に立地することで新規取引が見込まれる場合には、そちらについても記載して下さい。

(3) 主な支社・支店、事業所等

支店名	所在地	業務内容 (業種等)

(4) 事業者の取組

	具体的な取組及び実績
子育て支援に 関すること	
D Xに 関すること	
G Xに 関すること	

2. 新設計画 ※本件土地に立地する施設について記入してください

(1) 設置予定施設の概要（計画）

設置施設 (該当に○)	工場 事務所 倉庫 自動車整備工場 (具体的な使用目的・製造物品等：)		
延床面積	m ²	建築面積	m ²
構造	造り 階建て		
投下資本	千円	売上見込み額	千円／年
建設着手予定日	年 月 日	完成予定日	年 月 日
操業開始予定日	年 月 日		

(2) 施設整備計画

区分	内容			摘要
上水道	取水方法	1日最大給水量		
		m ³		
生活排水	排水及び処理方法	排水量		
		m ³ /日		
事業用排水	排水及び処理方法	排水量		
		m ³ /日		
ガス	プロパンガス	天然ガス		
	m ³ /日	m ³ /日		
電気	電圧の種別 (該当に○)	1日最大使用量	うち自家発電量	
	普通高圧・普通	kw/日	kw/日	

(3) 予定従業員数（人）

職種	正規雇用	非正規雇用	計	うち前橋市在住者数

(注) 職種欄には、事務・技術・研究開発等主な職種を記入してください。

(4) 環境保全

環境問題	有	無	有の場合、具体的内容と対策
騒音	☐	☐	
振動	☐	☐	
臭気	☐	☐	
ばい煙	☐	☐	
廃液	☐	☐	
汚水	☐	☐	
交通問題	☐	☐	
(その他)	☐	☐	

(5) 近隣への交通への影響

	交通量が最も多い時間帯	左記時間帯の 最大交通量 (台/時間)	1日交通量 (台/日)
小型貨物車	時 ～ 時	台/時	台/日
中型貨物車	時 ～ 時	台/時	台/日
大型貨物車	時 ～ 時	台/時	台/日
大型トレーラー	時 ～ 時	台/時	台/日
従業員の通勤車両	時 ～ 時	台/時	台/日

3. 資金計画等

(1) 設備投資計画

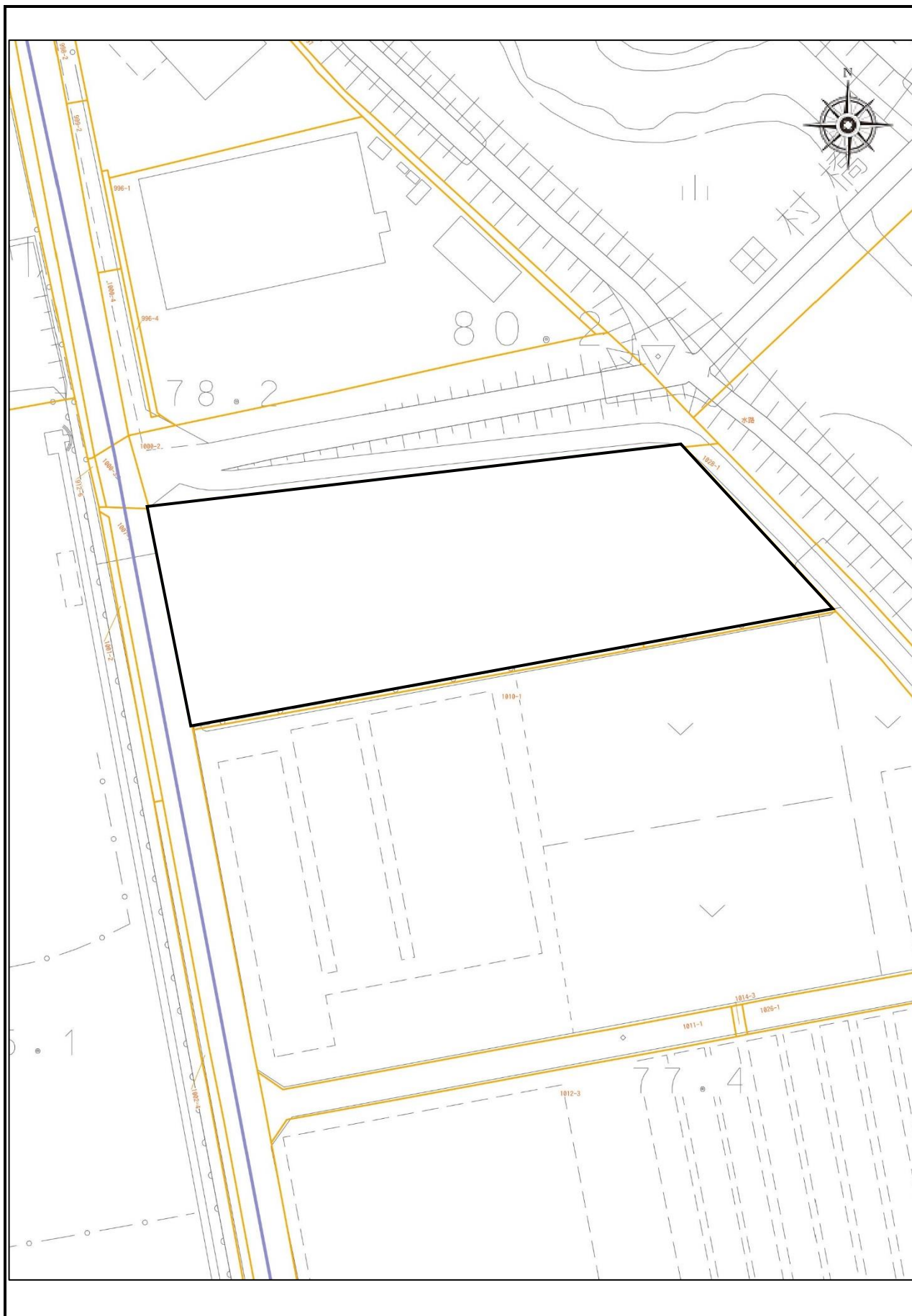
区分		金額（円）	備考
建物			面積単価（円／㎡）
構築物			
機 械 設 備			
工具・器具・備品			
合 計			

(2) 資金調達計画

区分		金額（円）	備考
自己資金			
借 入 金	政府系金融機関融資		
	民間金融機関融資		
	社債等		
その他			
合 計			

（注）備考欄には、自己資金の具体的内容及び借入条件等を記載してください。

4. 施設配置計画図



(注) 記入不能の場合は別紙として提出してください。

(様式1)

質 問 書

令和 年 月 日

(宛先) 前橋市長

所 在 地
商号または名称
代 表 者 名
担 当 者 名
電 話

「前橋市上増田町産業用地売り払いにかかる公募」について以下の質問がありますので、提出します。

質 問 事 項	
1	
2	
3	
4	
5	

※メール提出の場合は、送信後にメール受信についての電話確認を行ってください。

発行責任者及び担当者

- ・発行責任者： (電話番号)
- ・担 当 者： (電話番号)

4 本市の企業立地助成制度（参考）

名称	優遇措置の内容	限度額	期間または回数
施設設置 助成金	固定資産税・都市計画税相当額を助成 （３年目は４分の３、４年目は４分の２、 ５年目は４分の１の額）	なし	５年
事業促進 助成金	事業所税相当額を助成 （３年目は４分の３、４年目は４分の２、 ５年目は４分の１の額）	なし	５年
雇用促進 助成金	新規に雇用した前橋市民、もしくは 転勤に伴い市内居住となった者１名につき ２０万円を助成（事業開始から１年後）	５００万円 （２５名）	１回
用地取得 助成金	土地取得代金の１０％を助成	１億円	１回
埋蔵文化財 発掘調査 助成金	埋蔵文化財発掘調査費用の５０％を助成	１，０００ 万円	１回

【その他の要件】

- ・土地面積２，０００㎡以上
- ・対象施設（工場、物流施設、研究所等）を設置すること